

長野県保育士修学資金貸付等事業と高等教育の修学支援新制度の併用について

1 高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」との併用について

授業料等減免の支援対象となる学生が、保育士修学資金貸付事業の貸付を希望する場合、授業料等減免の支援対象となる大学等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合に限り、

(1) 授業料について

授業料の自己負担額の範囲において、保育士修学資金の「貸付月額（自宅生 20,000 円／自宅外生 30,000 円）」を上限に貸付可能

(2) 入学金について

入学金の自己負担額の範囲において、保育士修学資金の貸付における加算額の「入学準備金 100,000 円（初回貸付に限る）」を上限に貸付可能

2 高等教育の修学支援新制度における「給付型奨学金」との併用について

給付型奨学金は、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な用途を問わず措置されるものであるため、給付型奨学金の支援対象となる学生については、保育士修学資金の貸付における加算「生活費加算」は、給付型奨学金と支援内容が重複することから、併用不可とする。

【参考】

	保育士修学資金貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学準備金
授業料等減免	△（差額支給）	△（差額支給）
給付型奨学金	/	

	保育士修学資金等貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	就職準備金	生活費加算
授業料等減免	/	
給付型奨学金	○（併用可）	×（併用不可）

※ 高等教育の修学支援新制度は、授業料等の減免と給付型奨学金の支援を支援内容としている。

※ 学生又は保護者が「給付型奨学金」と「保育士修学資金等貸付事業の生活費加算」のどちらかを選択することは差し支えない。ただし、授業料減免及び給付型奨学金の支給要件が同じことであることから、高等教育の修学支援新制度がどちらか一方でなく、併せて支援を受けることを想定している点に十分留意すること。